

平成 31 年度小田原漁港交流促進施設階段室等内装装飾業務委託  
仕様書

**1 業務名**

平成 31 年度小田原漁港交流促進施設階段室等内装装飾業務委託

**2 目的**

小田原市（以下「発注者」という）では、水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の販売の場並びに地域に関する情報を提供することにより、小田原市の水産業の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図ることを目的とする、小田原漁港交流促進施設を整備している。

平成 31 年（2019 年）11 月に開業予定である当該施設の共用スペースである階段室内を日本三大深湾の一つで海産生物の宝庫といわれる相模湾の「小田原の魚」を学ぶためのスペースとして活用して、小田原の水産業の PR や持続的な集客へと繋げていくことを目的とする。

**3 履行期間**

契約締結日から平成 31 年（2019 年）10 月 31 日まで

**4 業務範囲**

内部階段室：壁面 251.8 m<sup>2</sup>（天井高 2.18 ~ 4.34 m）

（詳細については別紙「業務範囲図」参照）

※ただし、業務範囲外の内部階段室内の天井や廊下等についても目的を達成するために必要な提案、施工を可能とする

**5 整備スケジュール**

（1）災害復旧工事期間 平成 31 年（2019 年）1 月 18 日から

平成 31 年（2019 年）8 月 30 日まで（予定）

（2）売場区画内内装工事 平成 31 年（2019 年）9 月 1 日から

平成 31 年（2019 年）10 月 31 日まで（予定）

（3）内装装飾業務委託における現場作業期間は、平成 31 年（2019 年）9 月 1 日以降とする。

**6 業務内容**

（1）内装装飾方針

当該施設の前面に望むことができる相模湾は日本三大深湾のひとつで、黒潮が南方から多種多様な生物を運んでくるため、日本の海には約 4,000 種の魚がいると言われているが、相模湾には約 1,600 種も生息し、海産生物の宝庫となっている。

その特徴を生かし、各階をつなぐ通路でしかない無機質な内部階段室に装飾することで、「小田原の魚」を学びながら楽しく館内を行き来できる空間づくりを行う。

## (2) 内装装飾設計

- ア プロポーザル時に提案した提案書に従い、具体的な内装装飾の設計を行うこと。
- イ 設計範囲は、別紙「業務範囲図」のとおりとする。  
※ ただし、業務範囲外の内部階段室内の天井や廊下等についても目的を達成するために必要な提案、施工を可能とする
- ウ 設計にあたり、海産生物の専門的な知識を必要とする場合は、その根拠となる参考文献等を明示すること。または、その専門的な知識を有する者に確認を受けること。
- エ 設計においては、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- オ 設計上必要となる関係法令及び条例等における関係官公庁等との協議や手続きに必要となる資料作成に協力すること。
- カ 設計にあたり追加照明等を必要とする場合は、階段下倉庫内の分電盤を使用すること。また、省エネルギー化を考慮した器具とすること。
- キ 設計にあたって災害復旧工事との調整が必要となる場合は発注者へその旨を報告し、調整を行うこと。また、協議を行った内容は書面にて発注者に報告すること。
- ク 設計にあたっては、発注者と綿密な協議を行うこと。
- ケ 設計内容は都度、必要に応じて発注者に内容を報告し、承認を得ること。
- コ 設計は8月上旬を目途に確定し、発注者に設計図書を提出の上、承認を得ること。

## (2) 内装装飾製作設置

- ア 発注者の承認を受けた設計図書に基づき、詳細レイアウト図を作成し、解説文等の校正、翻訳、レイアウトデザイン、版下データ制作を行い、発注者の承認を得た上で製作にあたること。
- イ 製作品の材質等について、試作品またはサンプル等が必要な場合は、これを発注者に提出し、十分に説明を行い、発注者の承認を得た上で製作にあたること。
- ウ 内装仕上げ材は、不燃材とすること。
- エ 設置作業に際しては既存の壁、床を十分に養生して作業にあたること。
- オ 照明設備の追加工事については、発注者に電気工事の有資格者証を提出の上、承認を受けてから着手すること。
- カ 当該施設の関連工事との連絡調整を密に行うこと。

## 7 内装装飾業務にあたっての留意事項

- (1) 市民や国内旅行者はもとより、今後増加が見込まれる外国人観光客にも楽しんでもらえるように努めること。
- (2) 小田原漁港周辺への相乗効果が生まれリピーターが増える魅力的な装飾の仕組みとし、回遊性の向上や経済の活性化につながること。
- (3) ユニバーサルデザインと安全性に配慮すること。
- (4) 装飾内容が陳腐化しないよう、時代の変化に則して容易に更新が行える等の工夫があること。
- (5) 装飾内の解説等については、日本語のほか、外国人観光客が利用できるよう配慮すること。

(6) 協力事業者の選定に当たっては、出来得る限り小田原市の地元企業を活用すること。

## 8 著作権について

- (1) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果品に使用する写真、文字等が受注者以外の者の著作権（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と受注者との間に著作権法等の紛争が生じないようにすること。
- (2) 製作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受注者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と受注者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受注者が負うこととする。

## 9 成果品等

### (1) 提出書類

提出書類	提出時期	提出部数
業務計画書	契約締結後 14 日以内	正・副 1 部
業務打合せ簿	打合せ都度	正・副 1 部
内装装飾設計図書	平成 31 年（2019 年）8 月 上旬	2 部
竣工図	工事完了後速やかに	2 部
工事記録写真	工事完了後速やかに	1 部
竣工写真	工事完了後速やかに	1 部
上記一式を格納した電子データ	工事完了後速やかに	正・副 1 部

### (2) 電子データ

- ア 使用図面及び作成図面の CAD データは、AutoCAD2012 及び JW CAD 双方で編集可能なものの及び PDF データを併せて提出するものとする。
- イ 文書データは、Microsoft Word 又は Microsoft Excel で編集可能なもの及び PDF データを併せて提出するものとする。
- ウ デザインデータは、Illustrator で編集可能なもの及び、アウトライン化した版下データ、PDF データを併せて提出するものとする。
- エ 電子データについては、受注者による事前のウイルスチェックを行うものとする。
- オ その他、成果物の作成にあたっては、その編集方法等についてあらかじめ発注者と協議すること。

### (3) 成果品の帰属

受注者が本業務で得た成果品の権利は、発注者に帰属するものとする。また、受注者は発注者の許可なく複製・貸与・公表等をしてはならない。

### (4) 納品場所

〒250-0021 小田原市早川一丁目 10 番地の 1

小田原市役所水産海浜課（小田原市公設水産地方卸売市場 2 階）

電話 0465-22-9227

## 10 完了検査

- (1) 受注者は、本業務の完了後、発注者の検査を受けること。
- (2) 受注者は提出書類について、発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査を受けること。

## 11 守秘義務

- (1) 本業務に関して知り得た秘密は、第三者に一切漏らしてはならない。
- (2) 成果品（本業務の実施過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 12 注意事項

- (1) 受注者は、業務の進捗について、発注者に定期的に報告すること。
- (2) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ書面により発注者に報告し、その承認を得ること。
- (4) 受注者は、小田原市個人情報保護条例（平成16年条例第25号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

## 13 その他

この仕様書に定めがないもの、また、仕様書の内容等に疑義が生じたときは、受注者と発注者で協議の上業務を実施するものとする。